

令和 6 年 6 月 27 日

長門市長 江 原 達 也 様

長門市環境審議会
会 長 橋 本 憲 治



(仮称)新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について (答申)

令和 6 年 5 月 24 日付け長市生環第 53 号で諮問のありました(仮称)新白滝山風力発電事業に係る環境影響評価方法書について、2 回の審議会を実施し、慎重に審議した結果を答申します。

1 総括的事項について

- (1) 事業に関する住民説明会、縦覧者からの意見、要望は、十分配慮するとともに事業者の見解については、丁寧な回答をすること。
- (2) 事前調査に当たっては、環境への影響を最小限にするとともに、調査後の原状復旧について、配慮すること。

2 環境評価項目について

- (1) 環境影響評価準備書から環境影響評価書の段階で想定しなかった事案が発生した場合は、新たに詳細な調査を行うこと。
また、風力発電施設が完成し、運転開始後に環境影響評価書の想定を上回る不都合が生じた場合にも事後調査を実施すること。
- (2) 河川への影響について、事業実施想定区域内に存在する河川のみではなく、想定区域から流出する土砂等の影響を受ける可能性のある下流域についても、調査対象とすること。特に、降雨時の影響については、異常気象等も想定したうえで、十分に精査すること。
- (3) 工事による水量、水質、水脈に与える影響、農林水産業への影響について適切な方法で、調査、予測及び評価を実施すること。
- (4) 工事による騒音又は、稼働後の騒音により人里に有害鳥獣等(熊、猪、鹿、猿等)が移動し、農作物被害の影響が発生すると見込まれる場合は、その対策を明らかにすること。
- (5) 白滝山から、天井ヶ岳、一位ヶ岳にかけては、縦走コースになっており、最近の利用者も多い。調査の段階から管理道整備等に当たり、一連の山の縦走路についても配慮したものとする。

以上